

## 平成21年第2回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月11日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第41号 板倉町職員の給与の一部の控除に関する条例の制定について	8
○議案第42号 板倉町社会教育委員設置条例の一部改正について	9
○議案第43号 板倉町公民館条例の一部改正について	10
○議案第44号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	10
○議案第45号 板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	11
○議案第46号 平成21年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について	12
○議案第47号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第1号)について	20
○議案第48号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	21
○議案第49号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	23
○議案第50号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	24
○発議第1号 板倉町議会委員会条例の一部改正について	25
○散会の宣告	26
散 会 (午前10時45分)	26

第2日 6月12日(金曜日)

○議事日程	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	27
○職務のため出席した者の職氏名	27
開 議 (午前 9時00分)	28
○開議の宣告	28
○一般質問	28
青 木 秀 夫 君	28
市 川 初 江 さん	42
石 山 徳 司 君	54
小森谷 幸 雄 君	65
野 中 嘉 之 君	78
○散会の宣告	88
散 会 (午後 3時12分)	88

第8日 6月18日(木曜日)

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
○職務のため出席した者の職氏名	89
開 議 (午前 9時00分)	90
○開議の宣告	90
○議員派遣の件	90
○閉会中の継続調査・審査について	90
○町長あいさつ	90
○閉会の宣告	91
閉 会 (午前 9時08分)	92

板倉町告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成21年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年6月8日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成21年6月11日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 4 名 )

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	荻 野	美 友	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	塩 田	俊 一	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成21年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成21年6月11日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第41号 板倉町職員の給与の一部の控除に関する条例の制定について  
日程第 4 議案第42号 板倉町社会教育委員設置条例の一部改正について  
日程第 5 議案第43号 板倉町公民館条例の一部改正について  
日程第 6 議案第44号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第 7 議案第45号 板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について  
日程第 8 議案第46号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について  
日程第 9 議案第47号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）について  
日程第10 議案第48号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第11 議案第49号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第12 議案第50号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第13 発議第 1号 板倉町議会委員会条例の一部改正について  
報告第1号 平成20年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について  
報告第2号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越の報告について  
報告第3号 平成20年度板倉町土地開発公社事業報告及び決算について  
報告第4号 平成21年度板倉町土地開発公社事業計画及び予算について

---

### ○出席議員（14名）

1番	川野辺 達也 君	2番	延山 宗一 君
3番	小森谷 幸雄 君	4番	黒野 一郎 君
5番	石山 徳司 君	6番	市川 初江 さん
7番	青木 秀夫 君	8番	野中 嘉之 君
9番	石山 甚一郎 君	10番	秋山 豊子 さん
11番	荻野 美友 君	12番	青木 佳一 君
13番	川田 安司 君	14番	塩田 俊一 君

### ○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原	実 君
教 育 長	鈴 木	実 君
総合政策課長	小野田 吉	一 君
生活窓口課長	荒 井 英	世 君
健康福祉課長	小野田 国	雄 君
建設農政課長	中 里 重	義 君
会計管理者	小 菅 正	美 君
教育委員 会長	田 口	茂 君
農業委員 会長	中 里 重	義 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗 原 光	実
書 記	石 川 英	之
行政安全 全 グライダー プ 議会事務局書記 兼	丸 山 英	幸

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。

ただいまから告示第50号をもって招集されました平成21年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長あいさつ

○議長(塩田俊一君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。本日は、平成21年第2回板倉町議会定例会を招集をいたしましたところ、各議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席をいただき、ご苦労さまでございます。また、年度初めの時節柄、各種団体の総会、研究会あるいは研修会、懇談会など各種行事等、欠け目なく議員様にはご出席を賜っていただいております、あわせご指導をいただいておりますこと、心からお礼を申し上げるところでございます。

去る5月末には臨時会を開かせていただきまして、現下の不況の折、緊急に出されました人事院勧告によるボーナスの一部カットに対する議決をいただきました。民間経済の冷え込みに対する暫定措置とのことでございましたが、そのボーナスの支給の決裁も昨日行わせていただいたところでございまして、月末には約1割カットの支給で、そういった形で支給があらうかと思っております。今回の人事院勧告は日本全国上位2,500社の平均値ということのようでありまして、ほか、いわゆる絶対多数の中小零細事業者の実態を伺いますと、このこともまだまだ恩顧あるいは恩賞の措置というような感も否めないのかとも思うところでございます。

また、米国発の経済不況あるいはメキシコ発の新型インフルエンザ、ともに世界をあっという間のスピードで駆けめぐりまして、マイナスの意味でのグローバル化を痛感をしているところでございます。経済不況に対しましては底を打ちつつあるという観測も一部出始めているようではあります。史上空前の緊急活性化対策の効果が出始めているのかどうか、あるいは企業自体が力をつけて持ち直してきている本来の底打ちなのか、判断の分かれているところのようでありまして、依然として不透明でございます。

いずれにいたしましても、自治体にとりましては税を基本とした経営体質上、次年度の厳しさは今年から比べればさらに増すとの想定をいたしているところであります。しかしながら、政府が実施する緊急経済対策臨時交付金事業では、20年度末の同事業1億円に加え、先日の議員協議会でご説明をさせていただいておりますような1億4,000万円ほどの配分をさらに受けておりまして、町としましては中身を検討しますと事業実施の制約こそはあるわけでございますが、なかなか手をつけられなかった今までの町政の流れの中で、そういった事業も実施ができる分野も相当あるということで、半ば不満を抱いていた町民の皆様にもある程度はご理解ができるような進捗、対応ができるのかなと思っております。この予算措置につきましては、今月末にさらに臨時会を開催をいたしまして具体的な形をお願いを申し上げ、ご審議をいただく予定でござ

います。

また、定額給付金事業につきましては、申請済み件数が4,789件で約92%でございます。きのう時点でございます。6月9日銀行振り込みでは約90%の方に給付済みとなっているようでございます。また、他方、未申請件数が411件となっております状況でございます。この411件に対する対応を今後、最後のゼロになるまで担当職としては追求をし、間違いのない配付に努める所存でございます。

また、新インフルエンザ、豚のインフルエンザでございますが、幸い弱毒であったということから一定の安心感はありましたものの、感染性につきましては新型なりの特性ははっきり確認されたわけでございまして、梅雨という季節に入りまして、こちら辺ではインフルエンザの流行が最もしがたい時期に入っているためなのか、一定の終息感も出始めているようでございますが、ゆうべあるいはけさ方、世界的にはさらにフェーズ5から6に引き上げというような、けさ方のニュース等ではそういった方向でございまして、一定の終息感も出ている感じもいたしますが、さらに緊張が続いているという平衡状況だろうと思っております。

加えて、この問題もそういった状況にもかかわらず、9月以降の乾燥期に入ればまたこの流行も十分考えられるということでありまして、何よりもさらにこれが強毒化あるいは鳥インフルエンザというような形の場合になりましては相当な問題が想定をされますので、この後一定の期間で対応策についてもさらに充実をさせなければいけないというふうにも考えております。

また、このような時期、そういう意味ではすべての面で目まぐるしく変動しているわけでございますが、望ましいのは政権の安定だと思っております。がしかし、ご承知のように、ちょうど衆議院議員任期満了まであと3カ月ちょっとというところまで来ているわけでございまして、私自身もこれからの動向、注視をしてみたいと思っておりますし、現政権下の地方自治体の首長としての役割、あるいは町内有権者の動向も踏まえた長としての役割、いろいろ難しいところもあろうと思っておりますが、議員の皆様と都度相談をさせていただきながら、総選挙への対応も図ってみたいと思っております。

また、3月議会においてご承認をいただいた町民のためのわかりやすい役場、あるいはサービス業に徹した意欲ある職場の創造、さらにはスピーディーに対応する職場を目指した町の組織改革、いよいよ7月1日から始動できるように進めております。人事も含めて真剣に検討しているところでありますが、当然全部の町民や職員が満足するようなものは不可能でございます。能力主義、年功序列等を踏まえ、できるだけ公平、公正を加味し、熟慮したものにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、約束どおり、一定の期間経過の後、本件の功罪も含め、いろんな角度からさらにご指摘をいただける機会を持てればと思っておりますので、その節にはよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

今回の定例会におきましては、ご承知の、お手元にある議案第41号から50号まで条例関係の一部改正や一般会計ほか各特別会計補正予算を上程をさせていただきました。加えて、発議、報告案件等、それぞれあるわけでございます。また、2日目に恒例になっております一般質問も内容豊かに見受けておりますので、精いっぱい答弁に努めたいと思っております。

各議案につきましては慎重なるご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。大変ご苦労さまでございます。

---

## ○諸般の報告



○議長（塩田俊一君） それでは、諸般の報告をいたします。

5月27日に合併問題調査特別委員会が開催され、副委員長に荻野美友君が選任されましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておりますから、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は10件、議員発議1件であります。

次に、町長から平成20年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告が地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第1号で提出されております。

次に、平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越の報告が地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号で提出されております。

次に、板倉町土地開発公社の経営状況を説明する書類が地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第3号及び第4号で提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

#### ○会議録署名議員の指名

○議長（塩田俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

6番 市川初江さん

7番 青木秀夫君

を指名いたします。

---

#### ○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、6月4日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長（荻野美友君）登壇]

○議会運営委員長（荻野美友君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、6月4日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日11日から18日までの8日間ということでございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、議案第41号から議案第50号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、発議第1号について審議決定をし、第1日目の議事日程を終了し

ます。

第2日目の12日には一般質問を行います。

13日と14日を休会とし、第5日目、15日は建設農政生活常任委員会を開催して、所管の事務調査を行います。

第6日目の16日には総務文教福祉常任委員会を開催して、所管の事務調査を行います。

17日は休会とし、最終日の18日は、議員派遣の件と閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から18日までの8日間と決定いたしました。

---

#### ○議案第41号 板倉町職員の給与の一部の控除に関する条例の制定について

○議長（塩田俊一君） 日程第3、議案第41号 板倉町職員の給与の一部の控除に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第41号 板倉町職員の給与の一部の控除に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

給与の支給に関しましては、地方公務員法第25条第2項及び労働基準法第24条第1項で規定をされております。内容的には、職員に給料を支払う場合、通貨で直接全額を支払うことが原則であるというものでございます。しかし、実際には職員の希望により給与から財形貯蓄や生命保険料、貯金などといった本来職員が払い込むべき金額を控除することが必要であり、そのための法令整備が必要となっております。

このような状況を踏まえ、今回、板倉町職員の給与の一部の控除に関する条例を制定することにより、毎月の給与から職員が支払うべき金額を控除し、町が職員にかわって当該機関に払い込みができるよう法的整備を図るものでございます。

なお、この条例の施行日は、公布の日からとするものでございます。

担当課長からの説明はございません。申し上げたとおりでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

- 議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。  
これより議案第41号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。  
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第42号 板倉町社会教育委員設置条例の一部改正について

- 議長（塩田俊一君） 日程第4、議案第42号 板倉町社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

- 町長（栗原 実君） 提案の理由を申し上げます。議案第42号 板倉町社会教育委員設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、社会教育委員の定数及び社会教育委員の選考範囲を改正するものでございます。

委員定数につきましては、15人とあるものを15人以内といたしまして、社会教育の状況や変化に対応しつつ委嘱し、委員活動の迅速かつ活性化を図るものでございます。

また、委員の選考範囲でございますが、上位法であります社会教育法に準じまして、社会教育委員の選考範囲に家庭教育の向上に資する活動を行うものを追加をし、広く各分野から選任することにより、委員活動の充実を図るものでございます。

担当課長からの説明は同じくございませんが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

- 議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

- 議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。  
これより議案第42号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

- 議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。  
よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議案第43号 板倉町公民館条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第5、議案第43号 板倉町公民館条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 提案理由を申し上げます。議案第43号 板倉町公民館条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、公民館運営審議会委員を社会教育委員に統合することに伴い、公民館運営審議会及び審議会委員に関する条文を削除する改正でございます。公民館運営審議会委員と社会教育委員の職務は、ともに社会教育の振興でございます。

今般、両委員の統合について、双方の委員さんを初め教育委員会で検討を重ねてまいりました結果、社会教育の効率的な推進を図るため、今回改正するものでございます。

また、この改正に伴い、地域住民の意見や地域性が反映される運営組織を各公民館に設立し、その代表者に社会教育委員として活躍をしていただく方針でございます。

同じく担当課長からの説明はございませんが、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第44号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第6、議案第44号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じくご説明申し上げます。議案第44号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げるものでございます。

本案は、別表「報酬一覧表」のうち、公民館運営審議会委員報酬及び社会教育指導員報酬を削除する改正でございます。

公民館運営審議会委員につきましては、社会教育委員との統合に伴い、公民館運営審議会委員報酬、月額6,500円を削除するものでございます。

また、社会教育指導員につきましては、当町では平成8年度を最後に任命はございません。今後の社会教育行政を推進する上でも、任命する見込みが特にないことから、社会教育指導員報酬、月額11万5,000円を削除するものでございます。

同じく担当課長からの説明はございませんが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第45号 板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第7、議案第45号 板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第45号について、その提案の理由を申し上げます。板倉町行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についての説明でございます。

本案は、行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、さきの3月議会で係制に移行するために改正をお願いをしたところでございますが、その後、課の所管する業務内容に変更が生じたため、課の事務分掌を一部変更するために条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、第2条の中で産業振興課の事務分掌に「ニュータウンの分譲促進に関すること」を新たに追加をするものでございます。

また、都市建設課の事務分掌として「ニュータウン建設事業の促進に関すること」が掲げられておりましたが、これを削除し、「ニュータウン建設事業の計画及び整備に関すること」を追加をするものでございま

す。

なお、この条例の施行日は、平成21年7月1日からとするものでございます。

同じく担当課長からの説明はございませんが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

〔「ちょっとお待ちください」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） ちょっとお待ちくださいということでございます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） ただいまのご指摘につきまして事務関係と綿密な調査をさせましたが、私の読み上げた「7月1日」からというものを「6月30日」、そちらの配られたものを書いてある記載が法的に正解だということのようでございますので、「この条例の施行日は、平成21年6月30日からとするものである」というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（塩田俊一君） ただいま町長よりありましたが、これについて質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第46号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第8、議案第46号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第46号につきまして、その理由を申し上げさせていただきたいと思っております。平成21年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は第1回目の補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490万円を追

加をし、歳入歳出予算の総額を51億7,290万円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金に72万円、県支出金に194万円、寄附金に17万6,000円、繰越金に1,092万4,000円、諸収入に114万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、議会費に6万7,000円、総務費に1,038万5,000円、民生費に13万7,000円、労働費に82万5,000円、土木費に16万5,000円、教育費に332万1,000円をそれぞれ追加をするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第46号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,290万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま町長の提案理由でご説明してございますので省略をさせていただき、6ページへお願いいたします。

歳入でございますけれども、第12款分担金及び負担金、第2項負担金、1目民生費負担金で北保育園児童預かり保育負担金ということで72万円の追加でございます。利用者負担金としまして6名分でございます。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金、4目の労働費県補助金でございますけれども、緊急雇用創出事業補助金で各種事業を県のほうへ提出いたしました。実際に実施の計画で若干変更が出たものの、増による79万3,000円の追加でございます。

次に、6目の教育費県補助金でございますけれども、昆虫の森・天文台自然学習教室事業費補助金としまして5万1,000円の追加、また尾瀬学校補助金で26万2,000円の追加ということで、これはバスの借り上げ料の一部県の補助金でございます。昆虫の森・天文台の学習につきましては、西小学校がバス2台分、南小学校が1台分ということでございまして、尾瀬学校の補助金につきましては、東小学校4年生のバス1台分とガイド料6名分の補助ということでございます。

次に、第3項の県委託金、1目の総務費県委託金では、経済センサス委託金の追加で48万4,000円の追加でございます。

それから、4目の教育費県委託金、外国語活動教材活用等実践研究委託金で35万円の追加とありますけれども、平成23年度から小学校で必修化される外国語のモデル校として群馬県内7校に南小学校がモデルとして指定をされております。2年間の研究活動を実践するということの委託金でございます。

次に、7ページにまいりまして、第17款の寄附金、第1項の寄附金、1目の一般寄附金で、極友会の代表の横塚和弘様からの3万円の追加でございます。

2目の指定寄附金、交通安全施設整備関係指定寄附金ということで、板倉町自動車組合様から3万円をいただきましたので、3万円の追加と、それから福祉事業関係指定寄附金ということで種子工芸の代表、長瀬美代子様から1万6,000円の追加、それから、南小学校教育充実指定寄附金ということで、大高嶋出身の宮田孝様からの10万円の寄附がございましたので、こちらのほうで追加をさせていただいております。

それから、次の第19款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金ということで前年度繰越金、補正財源として1,092万4,000円の追加でございます。

次に、第20款諸収入、第5項雑入、3目雑入で魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金としまして114万円の追加、これは第19行政区集会所のエアコン設置に係る助成金でございます。

では、8ページをお願いします。8ページの第2款の総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、組織改編事業ということで432万5,000円の追加をしてございます。内容的には、需用費、消耗品費が92万9,000円とあります。町民にわかりやすい組織、何々課がどこにあるといった案内板、それから庁舎内のつり下げプレート等の作製費ということで計上をさせていただきました。また、修繕料で26万円ありますけれども、基本的には余り今のグループが動くことはないのですけれども、若干動いた場合の蛍光灯の移設等が生じるのではないかなということで、マックスでここに計上させていただいております。

役務費としましては、電話の架設料で8万8,000円の追加、システム対応委託料ということで304万8,000円追加をしておりますけれども、ちょっと詳しく説明させていただきますと、この内訳としまして、電子公印の変更委託ということで105万円ございます。これは課名が変わるとということで、住民情報……印鑑登録、外国人登録、住民記録、また住基ネット、税務情報、固定資産、町民税（法人）、軽自動車、国保等、それから介護保険、それから総合福祉ということで児童手当、それから保育ということの認証システムを、セキュリティがかかるわけですが、指紋認証を行って登録者以外の者が利用できないようにするシステムと。そういった、だれが、いつ、どんなことを行ったかというところまで記録を今しているということでございまして、その辺の変更の委託がございまして、

それから、複合機の認証データ登録変更委託ということで36万円ほどありますけれども、庁舎内に18台の複合機がありますけれども、印刷とファクスとコピーができるのですけれども、そこに我々の職員番号というのがあるのですけれども、その職員番号を入力して今印刷をするようになっております。ですから、だれが何枚印刷したということまでも今は細かに記録をしています。課が変わることによって人事異動もかわる。そうすると人が違うところの複合機、その複合機に登録した者でないと使えないということもございまして、その辺の変更が生じるということになります。

それから、レイアウトの変更委託ということで、これは本庁舎の1階、この下のフロアなのですけれども、フロアのマットがはがれていたり、非常に醜い状況になっておりまして、その辺のところのコンコース程度は張りかえたほうがいだろうということも考えてございまして、LANケーブル等が丸見えの配線になっておりますので、その辺のところも含めて張りかえる工事も含めて150万円ほど委託をしたいというふうに思っております。

それから、グループウェア設定情報の変更委託ということで、職員が役場の中でパソコンの中でメールのやりとりであったり情報の交換をしたりというのをやっておりますけれども、そこに例えば私ですと総合政策課長で登録してあるものを、今度は何々課長ということで名称が変わるとのこと、それと職員についてもグループ員とグループリーダーということで登録してありますので、それは係長であったり係員ということでの登録の変更が生じるということで、約40万円ほどかかるのかなということで追加をさせていただいております。

それから、各種装置設定変更というのがあるのですけれども、すべての職員のパソコンを設定変更する必



要が出てくるということがあります。L3スイッチという装置を使っているというのですが、私も余りよくわからないのですけれども、その辺の委託料が出てくるということで65万円の委託料ということになります。こういったことで304万8,000円の追加を見込ませていただきました。マックスでの追加ということで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

次に、5目の財産管理費、公用車管理事業ということで427万2,000円の追加でございますけれども、こちらは経済危機対策の臨時交付金には対象にならない車両があるわけです。例えば軽トラックであったり、軽のワゴン車等はエコカーでないということから対象にならないということで、しかし今は緊急雇用者が板倉町には10名以上おられて、屋外での作業とかそういったものを今やっていただいています。そこに車両が足りないのです。それで軽トラック2台と軽乗用のワゴン車2台の4台を購入したいということで考えております。

次に、9ページでございますけれども、6目の企画費、渡良瀬遊水地の関連事業でEポートレース2009渡良瀬大会負担金ということで、額は小さいのですけれども、3万円の追加をさせていただきました。これまでは国交省の建設弘済会という外郭団体の水辺環境の補助金をいただいてEポートレースを開催しておったのですけれども、そちらの補助金が減額をされてしまったということで、3町で会議を開いて1町3万円程度の負担であれば継続して実施をしようということで、3万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、10目の自治振興費ということで、先ほど歳入にもございましたようにコミュニティ助成事業、19行政区のエアコン設置にかかわる助成金で、114万円の追加でございます。

それから、13目の交通対策費、自動車組合様からの指定寄附を活用して道路反射鏡設置と補修工事費ということで5万1,000円の追加でございます。

続いて、10ページですけれども、第5項の統計調査費、2目の指定統計調査費ということで経済センサスにかかわるものでございまして、調査員の報酬が主な追加になりますけれども、48万6,000円の追加でございます。

次に、11ページで第3款の民生費、第1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計への繰出金、人件費分ですけれども、12万円の追加。

それから第5款の労働費、第1項労働諸費、1目の労働諸費で緊急雇用創出事業、こちらは114万9,000円の減額でございます。これは予定していた事業をほかの事業に振りかえるということで、こちらは委託をしなければなかなかできない事業なのですけれども、こちらを減額して、次のページで同じく労働諸費の中で、こちらは町が直接雇用して実施をしようということで、防犯パトロールを本当は委託をしてやってみようと思っていたのですけれども、実際には今公園の管理であったり、それから不法投棄のパトロールであったり、その方々に夕方は防犯パトロールもやっていただいていますので、こちらの臨時緊急雇用創出事業の臨時職員の経費で賄おうということで、こちらが197万4,000円の追加となったものでございます。

次に、13ページの第10款の教育費、第2項小学校費、1目の学校管理費ということで、南小学校の外国語教材活用等実践研究事業ということで35万円の追加でございます。

それから、先ほど歳入で申し上げましたけれども、小学校の運営の中で尾瀬学校の修学旅行等のガイド料12万円、それから昆虫の森・天文台学習教室修学旅行のバス代の追加、それから尾瀬学校修学旅行時バス借り上げ料の追加でございます。

そして、次の2目の教育振興費ということで、教育振興事業の各教科共通教材備品購入費ということで10万円、こちらは歳入の寄附金で指定寄附のあった大高嶋出身の宮田さんの寄附金を生かして教材を購入したいという追加でございます。

次に、14ページをお願いします。第4項の社会教育費で各公民館の図書システムリース料ということで今回追加がございますけれども、昨年度までは教育委員会で予算措置をしておったのですけれども、こういった電算であったり、こういうシステムについてはグループが予算措置をしようということで一元化を図ったわけですけれども、当初予算で計上をしなかったということで、今回予算漏れということで今回の追加となったものでございまして、大変申しわけないのですけれども、ご理解いただければというふうに思います。

それから、最後の15ページでは第5項の保健体育費、2目の保健体育施設費で社会体育施設管理事業ということで海洋センターの給水ポンプの修理代ということで67万2,000円の追加です。また、その下で臨時職員の経費ということで海洋センタープールの監視員の賃金で47万2,000円の追加でございます。

今回の補正予算の中身としますと、繰越金が1,092万4,000円が実質の補正財源でございまして、内容的には組織改編の追加432万5,000円、それから公用車の購入で427万2,000円、公民館図書リースシステム代141万2,000円、海洋センターの修繕等で115万円ということの補正内容でございます。

以上で議案第46号の平成21年度板倉町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わりますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。参考までにひとつご答弁のほどお願い申し上げます。

公民館が4つあることになっていきますけれども、図書館というものの各公民館、本当にあるのは中央公民館だけで、その貸し出しを中心にネットワーク化するというところでありますけれども、今まではどういふうなやり方でやっていたのか、ちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（塩田俊一君） 田口教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（田口 茂君）登壇]

○教育委員会事務局長（田口 茂君） まず、システムの総括を申し上げますと、4公民館が同じような使い方ができるということです。集中的に管理しているのを費用的には中央公民館で払っていますけれども、まず窓口に来て図書を借りたとき、システムの中で、今カードを持っている人もいるのですけれども、その中で処理できるという形になっています。今言ったのは事務処理的なものです。もう一つは、各家庭から図書が各公民館にどういふ形であるかどうか、そういうものが検索できるシステムになっています。

それと、つけ加えさせていただきますと、町の公民館の図書館といいますか、図書室については、蔵書が少ないものですから、場合によっては図書がないという状況がありますけれども、そういうときにはその本を、予約という形ですけれども、県立図書館等の相互利用を図っている図書館で借りて利用者に渡しているという状況です。よろしく申し上げます。

○5番（石山徳司君） 結構です。わかりました。

○議長（塩田俊一君） ほかにございませんか。

石山甚一郎君。

○9番(石山甚一郎君) 9番の石山です。今の説明で12ページかな、教育費の関係の学校関係、大分、東、南、事業報告があったのですが、北小についてはそういったあれはやっていないのでしょうか。何もなかったのだけれども、ちょっと教えてください。お願いいたします。

○議長(塩田俊一君) 教育長、鈴木実君。

[教育長(鈴木 実君)登壇]

○教育長(鈴木 実君) ただいまの件なのですが、これは各学校が自主的に出すものですので、尾瀬学校につきましても東小でやりたいということで申し込みがあったということです。だから特に北小がやらないということではないということで、自主的に教育活動として必要だなということで判断して申し込んだということです。北小がおくれているとかそういうことではありませんので、ご了解いただければと思います。

○議長(塩田俊一君) ほかにございませんか。

延山宗一君。

○2番(延山宗一君) 2番、延山です。労働費の関係なのですけれども、114万9,000円減額をされています。これは緊急雇用創出事業なのですけれども、6つの事業ということで創出されているわけなのですけれども、既に申し込みもあるのかなと思うのですけれども、現在どんな状況で緊急雇用の対策を進めているかお聞きしたいと思います。

○議長(塩田俊一君) 小野田総合政策課長。

[総合政策課長(小野田吉一君)登壇]

○総合政策課長(小野田吉一君) 今板倉町で緊急雇用を実施している事業が10事業ございました、申請をしたときにですね。安全、安心まちづくり対策パトロール事業というのを、実際には先ほど減額をしたということです。それをほかの不法投棄パトロールであったり、町内のごみステーションの分別指導事業というのがあるのですけれども、そちらで雇用した人たちに安全、安心のパトロールもやっていただこうということで振りかえをさせていただいています。賃金の中身については、町で雇用するほうが大きいので、片方は減額して片方は増えていますよということでご理解いただきたいと思うのですけれども。

そのほか事業を申し上げますと、公共施設等環境美化整備事業ということで、ただいま4名、これは建設グループですけれども、4名の雇用をしております。それから、町内のひとり暮らしの高齢者安全、安心ネットワーク事業ということで2名を雇用しております。それから、不法投棄パトロール及びごみステーション分別指導事業ということで2名を雇用しております。それから、合併推進資料収集整理事業ということで1名、それから農地台帳データ整備事業ということで2名を雇用しております。それから、観光資源写真データ収集整備事業ということで1名雇用しております。それから、つい最近ですけれども、レセプトの再点検ということで1名を追加で雇用しております。それから、さらに最近また新たに、県がもっと出せということで要望しているのですけれども、今度パソコンを臨時交付金で購入します。そのパソコンのセットアップを今まで職員がやっておったのですけれども、それを短期間なのですけれども、2名雇い上げてパソコンのセットアップをやっていただこうということで、臨時職員が今13名で対応をしているということになります。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） ほかにございませんか。

黒野一郎君。

○4番（黒野一郎君） 4番、黒野です。2点ばかりなのですが、1点は9ページのコミュニティ関係なのですが、先ほど総合政策課長のほうから19区のエアコンという話なのですが、家庭用なのか、どんなふうなエアコンなのですか。100万先ですね。家庭では100万もしないと思いますから、その辺のご説明と、もう一点、15ページに社会の関係のプールの監視のほうの賃金と書いてありますけれども、3月のときには栗原町長、赤字であるのなら前向きにいろいろ検討していこうということもご答弁の中に入っていたと思いますけれども、この辺は平成21年度はプールについては実施していくことかとは思いますが、予算が入っていますから、その辺の2点ばかり、特にプールにつきましてのご説明は強くひとつご答弁をよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） コミュニティ助成事業のエアコンの関係なのですが、家庭用ですと6畳とか8畳用は10万とか10万円以下で入りますけれども、天井の埋め込み型の、一般的にレストランであるとか、あぁいったところの機種ですので、二十何畳とか、集会所は施設が非常に広いですので、一般的に家庭用の窓際に吹き出し口があってということではなくて天井に据えつけるエアコンですので、非常に金額も高いということで、これまでも全額補助でいろんな行政区の集会所に設置をしてきていますので、それと同類のエアコンが設置されるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 田口教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（田口 茂君）登壇]

○教育委員会事務局長（田口 茂君） まず、今回の補正の関係についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほどの情報の関係で教育委員会、リース料が漏れていたという話がありました。同じように給与の関係、基本的には教育委員会のほうで予算を計上しなくてはならなかったのですが、いろんなものが、今事務を合理化しようということで集約されています。その中でお互いの給与担当と教育委員会の事務担当でどちらがこれを入れるのかというところがお互いに確認がとれていなかった、あるいは誤解があったということで、当初予算で予定したものが、大変申しわけなかったのですが、落ちてしまったということで、まずその点についてはご理解をいただきたいと思います。

それと、前議会のときにプールの経費の問題があったわけなのですが、教育委員会とすればやはり町にプールがあることについては、前にスポーツのアンケート調査、振興計画をつくるもののアンケート調査を行っています。その中で町の施設としてこういうものを望みたいという中に、やはり1番とすると運動広場的なものを多くの方が望んでいる。次に総合体育館、次にプールという状況でありました。そのほかの項目については、本当にぐっと数字が減ってしまうのですが、その3項目をやはり町民の方が望んでいる。

そういう中で、前は町のプール、屋根があって利用ももう少しあったのですが、経費の面等々総合的に勘案して、当時温水化を図るためには3億2,000万ほどかかってしまう。それと屋根のほうが老朽化し

てしまったと。塗装を考えたのですけれども、塗装をしても意味がないよという専門家の指摘がありました。その中、屋根の張りかえに4,000万もかかってしまう。それでは現実に無理であるから屋根のほうを撤去しよう。議員指摘のとおり、施設とすれば後退してしまって利用者にとっては不便を来しているのですけれども、その中でも昨年度も限られた期間で約1,000名の利用者がいます。収入とすると4万ちょっとしかありません。経費ですと約100万ぐらいかかります、総体で。

そんな中指摘があったと思うのですけれども、中学校のプール等々と総合的に考えて今回は……今回といいますが、今後も海洋センターのプールについては大きな事情が変わらない限りは存続していきたいということで考えています。先ほど中学校のプールの関係をしましたけれども、中学校では水泳、必修科目ではありません、今現在、体育のですね。それとあわせてふだんの部活動をやっている場所が民間のスイミングクラブ、そういうことで対応しているという話の中、ここ何年か学校のほうとも検討したのですけれども、今年度は中学生の水泳の授業は海洋センターのほうのプールを使って、中学校のプールの経費を、それほど多くないのですが、約40万なのですが、浮かせて海洋センターのプールを今までと同じように存続していきたいということで考えています。ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 黒野一郎君。

○4番（黒野一郎君） 2点ばかりご説明があったのですけれども、まず1点のエアコンの関係ですけれども、エアコンをつけては悪いとかどうのこうのではなく、今言った公民館であって、今までもそんなふうには100万単位のエアコンがとありますけれども、家庭用であっても公民館であっても、もしかすると公民館も部屋が幾つかあるかと思うのです。オープンに屋根の上へしているものだとしますけれども、部屋別だったら10万か15万のエアコンをつけて部屋別にやればそんなに、この部屋だけ使っているのに全部つけてしまえばかなりの燃料もかかるわけですが、部屋が幾つかあるのだったら別々につけたほうがこんなふうにかからないかなと。確かに屋根にあるのは、私もあるエアコン会社へ行っていましたからわかっていますけれども、そういうことも、つけたとか悪いとかそういう問題ではなくて、そういうことも、幾つかの部屋へつけば二つ三つで間に合うのではないかなということもあり得るかと思えます。

もう一つのプールの関係ですけれども、私はプールをなくしては悪いとか云々ではなく、どういうふうにしたらこれから利用する云々の中で利用価値があるか、その辺のところもお願いをしたいということもあったわけですが、100万先の赤字が来ているわけですから、100万ですよ。私も7年前、データを入れましたら100万近い赤字なのです、見ていましたら。確かに屋根があったほうがいいし、当然費用もかかるわけ。

今言ったように私も総合体育館が欲しいですよ。正直望んでいます。しかし、どんなふうにして利用価値が多いかということも、先ほど1,000名と言っていましたけれども、ですから中学生も小学生も一般の人も使えるのだったら、これはもうちょっと整備をして、どうせ使うのだったらきれいにやって、さらに館林のプールへ行かなくたって板倉の海洋センターを使うかと思うのです。ですから予算はそれにかけてもらって、今度のがもし余れば、あれは地域活性化ですか、臨時交付金が来ますけれども、そういうこともやって、そうしたら海洋センターはプールがまた新しくなったんだと、そういうことになればもっと利用価値も出てくるかと思うのです。利用価値の中の支出が出るならばいいかと思うのです。その辺を含めながら前へ進んでいただくことについてはいいかと思うので、ぜひその辺のご努力を含めながら、また我々のいろんな意見を反映していただいて前に進んでいただきたいかと思うのです。

以上です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。9ページのコミュニティ助成事業ですか、そのことについてちょっとお聞きしたいのですけれども、このコミュニティ助成事業、各行政区に落ちる助成事業については、これは各区長会でこういう事業があるんですよということで町側から話をして、区長さんの申し出で事業が行われていくのでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 秋山議員さんおっしゃるとおりです。区長会のほうに説明を申し上げて翌年度の希望をとります。ですから、毎年度、本当はもっと希望は出ているのですけれども、採択になるのが1町1カ所ということでこれまで来ていますので、順番を待っている行政区も中にはおる状況なのですけれども、それを平らに申し込み順という形で、私どものほうで県のほうへ上げさせていただいています。

○議長（塩田俊一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方、挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

15分の休憩で10時25分に再開いたします。

休 憩 （午前10時10分）

---

再 開 （午前10時25分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

---

○議案第47号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第9、議案第47号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 引き続きよろしくお願ひいたします。提案理由を申し上げます。議案第47号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては繰越金に、歳出につきましては諸支出金にそれぞれ24万6,000円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塩田俊一君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第47号 平成21年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143万8,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、平成20年度の支払基金からの精算金の確定に伴いまして、その超過分を返還をするためのものであります。

歳入では、繰越金に24万6,000円を追加いたしまして、歳出につきましては償還金に24万6,000円を追加するものであります。

以上であります。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方、挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第48号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第10、議案第48号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号) についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君) 登壇]

○町長(栗原 実君) 議案第48号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,326万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に滞納繰り越し分の節を新設するとともに、新たに繰越金の款を設けまして、合わせて20万1,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に1,000円を追加し、保険料還付金に20万円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長(小野田国雄君) 登壇]

○健康福祉課長(小野田国雄君) 議案第48号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) につきましてご説明申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,326万5,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。今回の補正でありますけれども、後期高齢者医療制度が始まりまして1年を経過するわけでありますけれども、この関係につきましては当初計上すべきでありましたけれども、計上漏れによる今回の補正ということになりますけれども、1款1項1目の後期高齢者医療保険料に2節の滞納繰り越し分、それから5款1項1目に繰越金を新設するものであります。

歳入につきましては、滞納繰り越し分に存目の1,000円、前年度繰越金に20万円をそれぞれ追加し、歳出につきましては2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金に1,000円、3款1項1目の保険料還付金に20万円をそれぞれ追加をするものであります。

以上でありますけれども、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。



これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第49号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第11、議案第49号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第49号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,821万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金に12万円を追加するものでございまして、歳出につきましては人事異動に伴う職員人件費に12万円を追加をするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第49号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,821万3,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。今回の補正でありますけれども、4月の人事異動に伴います職員の人件費の追加であります。

歳入では、一般会計繰入金に12万円を追加をするものであります。

歳出につきましては、1款1項1目3節の職員手当等に12万円を追加をするものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第50号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第12、議案第50号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同じく議案第50号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億177万円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金に8万1,000円追加するものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の人件費に8万1,000円追加をするものでございます。

なお、細部につきましては、同じく担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井生活窓口課長。

〔生活窓口課長（荒井英世君）登壇〕

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第50号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、先ほどの町長の提案理由のとおり、職員の人件費に係るものでございます。

6ページと7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、一般会計繰入金に8万1,000円を追加いたしまして、歳入合計を2億177万円とします。

歳出ですが、下水道総務費に8万1,000円を追加します。これは4月の人事異動に伴う職員手当ですが、具体的に申し上げますと住居手当を指します。その追加分でございます。

以上ですが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 細かいお金の出し入れではなくて、私の心配しているのは毎年2億、以前は3億近

くあったのだけれども、多分その償却費、建設費の町負担分だと思うのですけれども、これはもうできて15年ぐらいたつのかな、あれ。何年ぐらい耐用年数があるということを下水道会社あるいは最初つくった企業局のほうから説明を受けていますか。その更新のときのノウハウというのは伝授されていますか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 耐用年数については、ちょっと今手元に資料がありません。ただ、ノウハウの部分ですが、その部分については、現在あそこについては民間委託しまして、維持管理ですけれども、その中で、民間委託する会社についてはいろんな資格を持っていますので、その中で今点検とかいろいろやっている状況です。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） ではもう一つ、要するにそういうメンテナンスの部分ではなくて本体についての、多分人間のつくったものは必ず壊れるという前提があるので、その辺のところは以前板倉町より早くそういう施設を使ったという前例があると思うのです。その地域の中で何年ぐらい使って、変な話ですけれども、どれぐらいの更新の費用がかかったというような、そういう把握をしているのかという意味合いで質問しました。

○議長（塩田俊一君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 済みません。その辺ちょっと確認しないと。

○議長（塩田俊一君） 石山君に申し上げます。

補正予算についての議題ですので、ちょっと質問がそれでおるとお思いますので、よろしく。

○5番（石山徳司君） わかりました。

○議長（塩田俊一君） これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○発議第1号 板倉町議会委員会条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第13、発議第1号 板倉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、荻野美友君。

[11番（荻野美友君）登壇]

○11番（荻野美友君） それでは申し上げます。発議第1号につきまして趣旨説明をさせていただきます。

発議第1号 板倉町議会委員会条例の一部改正について。表記条例の一部を次のとおり改正するものとする。平成21年6月11日提出。提出者、板倉町議会議員、荻野美友。賛成者、板倉町議会議員、秋山豊子、同じく野中嘉之、同じく市川初江、同じく石山徳司、同じく黒野一郎でございます。

この発議案に関しましては、平成19年3月議会の行政組織改革で4課1局とした内容が今回の行政組織改編により9課2局となることから、委員会条例第2条の常任委員会の名称及びその所管を改正するものです。

内容につきましては、総務文教福祉常任委員会の所管を総務課、企画財政課、福祉課、健康介護課、教育委員会とし、建設農政生活常任委員会を産業建設生活常任委員会に名称を改め、その所管を戸籍税務課、会計課、環境水道課、産業振興課、都市建設課とするものです。

附則として、この条例は、平成21年7月1日から施行し、施行の際、現にこの条例による改正前の板倉町議会委員会条例の規定による各常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の板倉町議会委員会条例の規定による各常任委員会の委員長、副委員長及び委員として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とするものです。

議員発議をご理解、ご決定賜りますようお願い申し上げます、私の趣旨説明といたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ○散会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時より一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午前10時45分）

